

薩摩川内市総合戦略検証評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき策定した薩摩川内市総合戦略（以下「総合戦略」という。）に基づき実施する事業に関し、その取組の妥当性や有効性等を検証するため、専門的知見を有する委員による薩摩川内市総合戦略検証評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合戦略に基づき実施する事業を検証し、意見の集約と提案を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の産業界の関係者で識見を有する者
- (2) 市内の行政機関の関係者で識見を有する者
- (3) 市内の教育機関の関係者で識見を有する者
- (4) 市内の金融機関の関係者で識見を有する者
- (5) 市内の労働団体の関係者で識見を有する者
- (6) 市内の報道機関等の関係者で識見を有する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から平成33年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を統括し、会議の議長となる。

4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。ただし、委員長が必要と認めたときは、持ち回り審議により委員の意見を聴くことができる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 5月10日から施行する。